

保護者のみなさまへ

所得が減少した場合の就学援助費支給申請について

日頃より、就学援助事業に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

就学援助費の審査は、前年の所得に基づいて行っております。失業、廃業、傷病等の影響により所得が減少した方については、今年の所得を推定し審査を行います。希望される場合は以下のとおり申請手続きを行ってください。

1 申請できる方

令和7年度就学援助費の結果が「否認定」で令和7年1月以降に失業、廃業、傷病等の影響により所得が減少した方

2 申請に必要なもの

(1) 就学援助費支給申請書兼委任状

(2) 収入申告書（世帯内の18歳以上の方と18歳未満で収入のある方全員提出）

・令和7年1月から直近月まで記入

※「給与・年金用」と「事業等収入用」の2種類あります

収入の種類に応じた申告書の使用をお願いいたします

(3) 収入証明書類

①収入に関するもの

給与・年金に関する収入がある方

・令和7年1月から直近月までの給与明細、年金支払通知等

事業等収入がある方

・令和7年1月から直近月までの収入金額や必要経費等を記載した帳簿

②失業・廃業・傷病等に関するもの（当該事実がある場合）

・離職票、退職証明書、廃業等届出書、診断書等

3 認定基準

本年1月から申請日までの収入により令和7年中の合計所得を推定し、その金額が支給基準にあてはまる場合に認定します。認定年月日は否認定日に遡ります。

基準額の目安は以下のとおりです。

<基準額の目安>

世帯人数	家族構成	所得の合計額 (目安)
2人	母 34 歳 子 6 歳	約 357 万円
3人	父 43 歳 母 36 歳 子 12 歳	約 374 万円
4人	父 48 歳 母 42 歳 子 16 歳 子 12 歳	約 424 万円
5人	父 45 歳 母 41 歳 子 13 歳 子 8 歳 祖母 73 歳	約 460 万円

※金額は目安で、世帯の人数・年齢によって金額は異なります。

※個別に基準額の確認はできませんので予めご了承ください。

4 提出期限 令和8年1月30日(金)

※期限までにご提出できない方は以下の問い合わせ先にご連絡ください。

5 提出場所 各学校・江東区教育委員会学務課学事係(郵送可)

6 申請にあたっての注意点

- ・申請書、収入申告書は各学校、学務課学事係(区役所6階2番窓口)で配布または江東区ホームページよりダウンロードできます。
(<https://www.city.koto.lg.jp/581101/kodomo/gakko/enjo/shugaku/6154.html>)
- ・今回の特例により認定された方については、事後に令和7年分の源泉徴収票・確定申告書の控・区民税申告書の控等を提出いただく場合があります。その結果、確定した合計所得金額が推定を上回り、就学援助費の支給基準から大幅に外れていることが判明した場合には、就学援助費を返還いただく場合があります。

7 問い合わせ先

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

江東区教育委員会事務局学務課学事係(区役所6階2番窓口)

TEL: 03-3647-9174